農地集約化促進事業

※旧機構集積協力金（地域集積協力金と集約化奨励金）

リニューアル！

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

対象となる農地　全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。

活用使途　支援金の使途は、話合いにより地域で決めることができます。

支援内容

※詳細は９ページ下段をご覧ください

１．集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地※1面積の割合が集約化目標年度※2までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分１	10ポイント	1.0万円/10a
区分２	20ポイント	3.0万円/10a

※２「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して５年目の年度です。

※１「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない２筆以上の隣接する農地です。

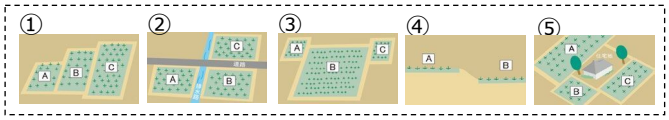

①畦畔で接続する農地　②農道又は水路等を挟んで接続する農地
③各々一隅で接続する農地　④段状に接続する農地
⑤借受希望者の宅地に接続している農地

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ１団地あたりの面積が５ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積の交付単価は、5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための４ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

〇いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度の前年度の２月末時点に地域計画に位置付けられていない新たな耕作者）に転貸することが必要です。

２．地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）

① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が５割以上
② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率※3		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分１	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分２		80%超	2.6万円/10a

※３「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

➡ 1.集約化加速タイプと２.地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a※4

※４　1の②,③（＝５万円/10a）と２の中山間地域（=2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合

お問い合わせ先

・市町村・農業委員会、都道府県、農地バンク、地方農政局
・農林水産省担当課：
　経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3592-0305）

農地バンクを活用して集約した地域に支援金をお支払いします！

◆　農地集約化促進事業

リニューアル！

農地バンクを活用し、地域の農地を集約化して生産性の向上を目指しましょう！

（1）集約化加速タイプ

生産性を高めるために、集積された農地を集約化することが非常に重要です。
地域の話し合いを通じて農地を集約化しましょう！
団地面積の増加割合に応じて支援金を受け取れます。

【取組イメージ】

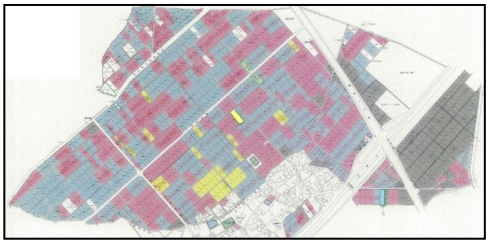

取組前

担い手A（個人）
担い手B（法人）
担い手C（個人）

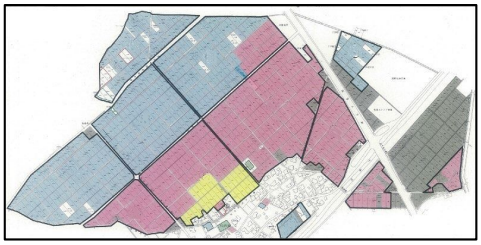

取組後

＜T県I市の事例＞
　耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圃が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圃の解消に結びつけました。

取組成果

■ 担い手が利用する団地数：30カ所から８カ所まで減少（１団地当たりの平均面積も0.7haから８haに拡大）

〈 団地化のイメージ 〉

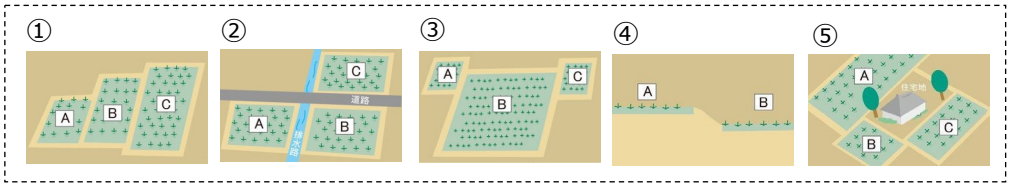

集約化加速タイプは

①基本タイプ（1ha以上の団地を形成）

②大規模集約タイプ
（15ha以上の経営規模かつ５ha以上の団地を形成）

③誘致団地創出タイプ（4ha以上の誘致団地を形成）

に分かれています

①基本タイプ

【交付要件】

以下の①・②のいずれかの交付要件を集約化目標年度までに満たすことが必要です。

「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して５年目の年度です。令和８年度に事業を実施した場合、集約化目標年度は令和12年度になります。

地域の農地面積に占める次の団地面積の割合が**10ポイント以上**増加すること

※中山間地域・樹園地は0.5ha、北海道は６ha

① 同一の耕作者が耕作する１ha※以上の団地面積

② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による１ha以上の団地面積

団地とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地を言います。

① 畦畔で接続する農地

② 農道又は水路等を挟んで接続する農地

③ 各々一隅で接続する農地

④ 段状に接続する農地

⑤ 借受希望者の宅地に接続している２筆以上の農地

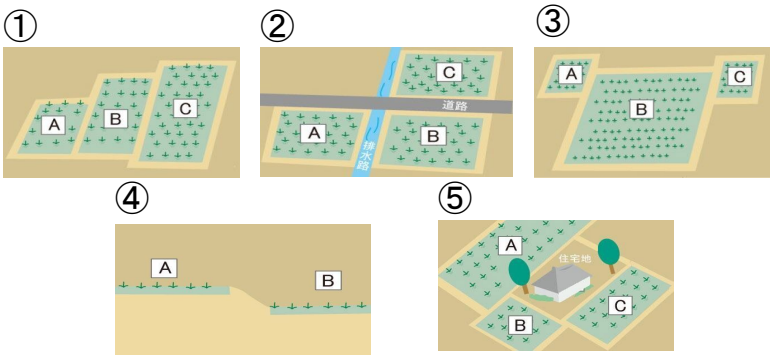

【交付単価】

	団地面積割合	交付単価（転貸面積）
区分１	10ポイント増	1.0万円/10a
区分２	20ポイント増	3.0万円/10a

※ 以下のア・イのいずれかに当たる農地面積の交付単価は、左記の1/2です。

ア 農地バンクを通じた農作業受託の農地面積

イ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積（受け手不在農地）

（＝受け皿準備タイプ。４haが上限で必ず1ha以上の団地面積の増加と併せて実施）

○取組イメージ

【取組前】2.7ha(30a×９筆)

１ha以上の団地面積：０ha

【取組後】 2.7ha(30a×9筆)

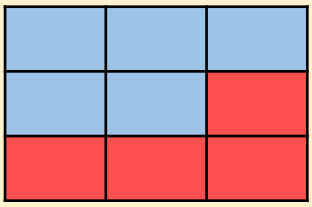

１ha以上の団地面積

2.7ha 〔 青：1.5ha 赤：1.2ha 〕

団地面積の割合

０％（０ha／2.7ha） ⇒ **100%**（2.7ha／2.7ha）・・・**100%の増加**

新たに団地化した面積（交付対象面積）

０ha ⇒ 2.7ha・・・2.7ha

交付額

2.7ha×3.0万円/10a=81万円

基本タイプ区分２の交付単価（３万円/10a）

地域は81万円を受け取れます

②大規模集約タイプ

【交付要件】

①基本タイプの交付要件を満たすこと

②交付対象農地となる団地が目標地図において次の面積規模要件を満たすこと

（a）当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること

※中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha、北海道は35ha

（b）当該団地を耕作する者の１団地の面積が5ha以上であること

※中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha、北海道は10ha

【交付単価】

５万円/10a

２筆以上で団地となります。

○取組みイメージ

【取組前】20ha(1ha×20筆)

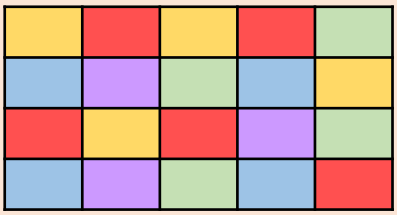

１ha以上の団地面積：0ha

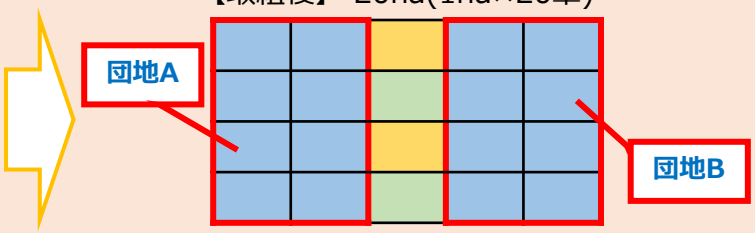

【取組後】 20ha(1ha×20筆)

１ha以上の団地面積：16ha

（青A：8ha
青B：8ha
青合計：16ha）

交付要件①：1ha以上の団地面積の増加割合
0%（0ha／20ha） ⇒ 80%（16ha／20ha）・・・80%の増加
→10ポイント以上増加しており、OK

交付要件②：（a）経営規模が15ha以上・・・青の経営規模が16haであり、OK
（b）１団地の面積が５ha以上・・・団地A：8ha、団地B：8haであり、OK

交付対象面積
0ha ⇒ 16ha・・・ 16ha

交付額
16ha×５万円/10a＝800万円

大規模集約タイプの
交付単価（５万円/10a）

地域は800万円を受け取れます

③誘致団地創出タイプ

将来の受け手が決まっていない農地をまとめ、**地域外から新たな受け手**を誘致するための団地を形成する取組も効果的です。

誘致するためにまとめた農地面積に応じて支援金を受け取れます。

【交付要件】

以下の①・②のすべての交付要件を満たすことが必要です。

① 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地を団地化し、４ha以上の団地を形成すること

② 集約化目標年度までに当該地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられていない新たな受け手に転貸すること

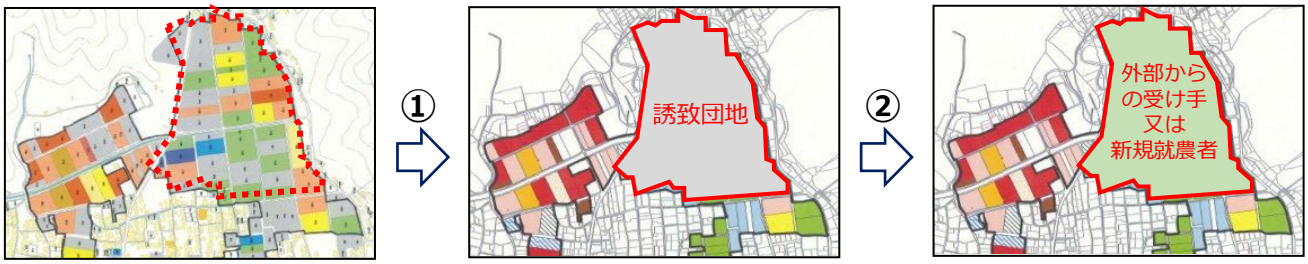

【交付単価】

５万円/10a

○取組イメージ

【取組前】10ha(40a×25筆)

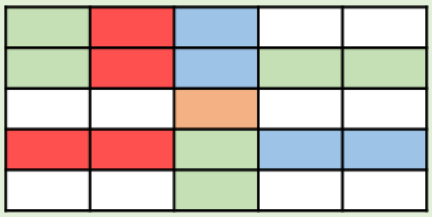

受け手不在農地（白）が地域に点在

【取組後】 10ha(40a×25筆)

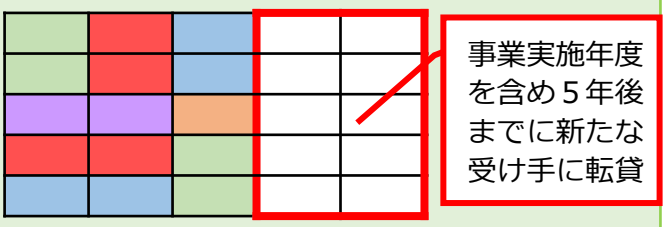

受け手不在農地の１ha以上の団地面積（白）

4.0ha（＝誘致団地創出タイプ）

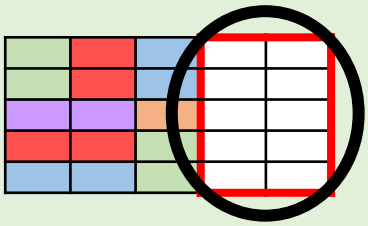

4ha×５万円/10a＝200万円

誘致団地創出タイプの
交付単価（５万円/10a）

➡ 地域は200万円を受け取れます

(2)地域集約化実現タイプ

集約化された地域計画に基づいて、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地面積の割合に応じて支援金を受け取れます。

【交付要件】

以下の①・②のすべての交付要件を満たすことが必要です。

① 農地バンクの活用面積が一定以上であること

地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付面積（**農地バンクの活用率**）が**80%（中山間地域は60%）超であること**が必要です。

$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積※}}{\text{地域内の農地面積}}$$

※ 事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。

地域の農地：14.7ha(30a×49筆)

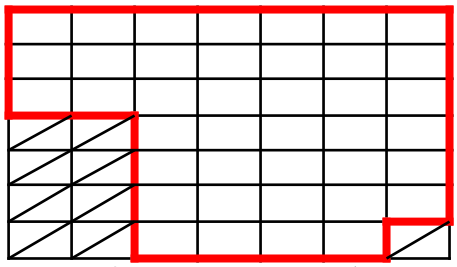

※一般地域の場合11.76haを農地バンクに貸付ける必要があります

赤線：貸付 ・・・12.0ha
斜枠：未貸付・・・2.7ha
⇒交付要件①クリア

② 集約化された目標地図を策定できていること

目標地図内の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する**団地面積の割合**が**5割以上**であることが必要です。

※実際の農地の利用状況ではなく、目標地図で判断してください。

目標地図

【交付単価】

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

【取組イメージ】（一般地域の場合）

i 地域の農地面積：14.7ha（30a×49筆）
ii 地域内の農地バンクへの総貸付面積：12.0ha
iii 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：7.2ha
iv 目標地図における農地面積：14.7ha
v 目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積：9.9ha（赤と緑）

■ 農地バンクの活用率
ii ÷ i ×100 ＝ 81.6%（区分1）
■ 交付対象面積
iii ＝ 7.2ha
■ 交付要件の確認
v ÷ iv ＝ 67.3% → OK
■ 交付額
iii × 2.0万円/10a ＝ 144万円

地域は 144万円 を受け取れます

i 交付要件①バンク活用率

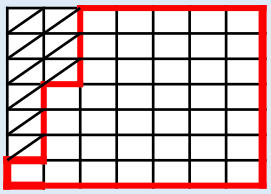

赤線：貸付 ・・・12.0ha
斜枠：未貸付・・・2.7ha
⇒交付要件①クリア

ii 交付要件②団地面積の割合

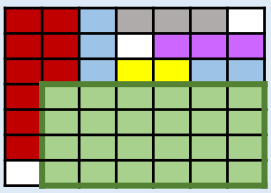

赤：2.7ha（30a×9筆）
緑：7.2ha（30a×24筆）
9.9÷14.7＝67.3%
⇒交付要件②クリア

(3)その他

【要件等一覧表】

事業タイプ	集約化加速タイプ		
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ
対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」		
期限	集約化目標年度（事業実施年度から起算して５年目の年度）		
要件	1ha※1以上の団地面積を10ポイント以上UP	経営規模が15ha※2以上かつ１団地の面積が５ha※3以上	4ha以上の受け手不在農地を１団地にまとめること（＝誘致団地）
交付対象農地	要件を満たす新たに団地化した面積		誘致団地
10aあたりの交付単価	１万円　or　３万円	5万円	５万円

事業タイプ	地域集約化実現タイプ
対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」
期限	事業実施年度
要件	・目標地図における１ha※1以上の団地面積の割合が５割以上 ・農地バンクの活用率を満たすこと
交付対象農地	新たに農地バンクに貸付けた面積
10aあたりの交付単価	２万円　or　2.6万円

※１　中山間地域・樹園地は0.5ha、北海道は6ha
※２　中山間地域は7.5ha、樹園地は２ha、北海道は35ha
※３　中山間地域では2.5ha、樹園地は１ha、北海道は10ha